

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり  
公告します。

令和5年2月9日

京都市長 門川 大作

## 1 競争入札に付する事項

### (1) 工事件名

(総合評価) (単価契約) 公共土木施設補修等工事及び業務委託 (左京土木事務所)

### (2) 工事場所

左京土木事務所管内

### (3) 工事概要

舗装打換え工、(空洞)埋戻し、オーバーレイ工、舗装版切断工、アスカーブ設置工、インターロッキングブロック工、切削工、街渠板工、L型街渠工、歩車道境界工、地先境界ブロック工、雨水柵工、特殊ブロック工、L型街渠現場打工、現場打側溝蓋工、カラー路面表示工、区画線工、区画線消去、崩土撤去工、夜間休日応急処理業務、ガードレール設置工、ガードパイプ設置工、横断防止柵、転落防止柵、街路樹根上り補修工(根切り)、車止めポスト設置工

### (4) 工種、予定数量及び予定単価

工種、予定数量及び予定単価一覧表(別表)に記載のとおり。

ただし、実際の施工数量は、予定数量とは必ずしも一致しない。

### (5) 工期

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

### (6) 支払条件

単価契約は、月ごとに出来高払いを行う。

緊急工事は、完成払とする。

### (7) 本件工事は、地域維持型特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)

による共同施工方式とする。

## 2 本件入札に関する問合せ先

京都市行財政局管財契約部契約課工事契約担当

(電話075-222-3313)

### 3 入札参加資格に関する事項

共同企業体として、次に掲げる条件を全て満たしていること。

#### (1) 構成員の資格要件

本件入札の一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、現に京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿（工事）に登載されている者であって、同日（ク及びケにあつては、公告の日から開札の日までの間）において、次に掲げる全ての条件を満たす者。

ア 代表者である構成員は、建設業法に基づく「土木工事業」の許可を受けていること。

イ 構成員のうち1者は、令和2年度以前から本市内に本店（主たる事務所）を有するとともに、直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効なもの。以下同じ。）における「土木一式」の総合評定値が850点以上であり、「土木一式」の完成工事高（2年平均又は3年平均）が1億円以上であること。

ウ イ以外の構成員は、令和2年度以前から本市内に本店（主たる事務所）を有するとともに、直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「舗装」の総合評定値が800点以上であり、「舗装」の完成工事高（2年平均又は3年平均）が1億円以上の実績があること。

エ 緊急時の応急処理工事等に対応連絡を受けてから、概ね30分以内に構成員の2名以上の者で現地状況を確認できる技術者を配置できること。

また、当該技術者は、現地の安全確保ができ、かつ工法検討できる技術者であること。

また、現地状況を確認後、速やかに応急作業に着手できる資機材の手配及び作業員の確保が可能であること。

オ 全ての構成員の技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある（入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある）建設業法に基づく当該工事業に係る監理技術者又は主任技術者の資格を有する者であること。

また、工事の施工に当たっては、建設業法に基づき、これらの技術者を配置する

ことができること。ただし、土木工事業の許可を有する構成員が当該工事業に係る監理技術者又は主任技術者を配置する場合は、他の構成員の技術者の配置を要しないものとする。

カ 土木工事業の許可を有する構成員は、オの技術者のいずれかが、契約工期において専任で本件工事・業務に係る現場を統括できること。

なお、当該技術者は、随時変更することができる。

キ 構成員は、4(2)の入札に係る2以上の共同企業体の構成員になることはできない。

ク 京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

ケ 以下のいずれにも該当しないこと。

(ア) 京都市行財政局管財契約部契約課（以下「契約課」という。）が実施した「土木工事」種目又は「舗装工事」種目における一般競争入札（共同企業体による入札を含む。）に応札し、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されている場合

(イ) 契約課が実施中の落札決定に至っていない「土木工事」種目又は「舗装工事」の種目の他の入札（共同企業体による入札を含む。）において、低入札価格調査の対象となる応札を行っている場合。ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件において、調査辞退届又は入札辞退届を提出した場合又は失格基準価格を下回る価格で応札し失格となった場合を除く。

コ 本件入札に参加しようとする共同企業体の構成員と本件入札に参加しようとする別の共同企業体の構成員との関係が次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者しか参加できない。

(ア) 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合

a 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、aについては、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(a) 株式会社の取締役。ただし、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第2条第15号に規定する社外取締役、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。

(b) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(c) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(d) その他業務を執行する者であって、(a)から(c)までに掲げる者に準じる者

b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記(ア)又は(イ)と同視できる資本関係又は人的関係にあると認められる場合

## (2) 結成方法

2者による自主結成とする。

## (3) 出資比率

構成員の出資割合の下限は、25パーセントとする。ただし、工事内容の規模、又は性質の変更その他特段の事情に基づき、構成員の出資の割合を変更する合理的な必要性がある場合には、他の構成員及び本市の承認により出資の割合を変更することができる。

(4) その他

ア 共同企業体の使用印鑑は、代表者である構成員が本市へ使用印鑑として届け出ているものを使用すること。

イ 共同企業体の事務所の所在地は、代表者である構成員の所在地とすること。

ウ 共同企業体の成立日は、地域維持型建設共同企業体入札参加資格審査申請書の提出日以前とすること。

4 入札方法等

(1) 本件入札は、総合評価方式（簡易型）により行う。その概要は5において示す。

なお、詳細については、当該工事に係る「（総合評価）（単価契約）公共土木施設補修等工事及び業務委託落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）において示す。

(2) 次の工事及び業務のうち、同時に2件まで入札できるものとする。ただし、3件以上の参加申請を行った場合は、該当する全ての入札を無効とする。

また、開札は落札者決定基準に定める順番で行い、落札者となった者は、以降の入札を無効とする。

- ・（総合評価）（単価契約）公共土木施設補修等工事及び業務委託（北部土木事務所）
- ・（総合評価）（単価契約）公共土木施設補修等工事及び業務委託（左京土木事務所）
- ・（総合評価）（単価契約）公共土木施設補修等工事及び業務委託（東部土木事務所）
- ・（総合評価）（単価契約）公共土木施設補修等工事及び業務委託（南部土木事務所）
- ・（総合評価）（単価契約）公共土木施設補修等工事及び業務委託（西部土木事務所）
- ・（総合評価）（単価契約）公共土木施設補修等工事及び業務委託（京北・左京山間部土木事務所）
- ・（総合評価）（単価契約）公共土木施設補修等工事及び業務委託（西京土木事務所）
- ・（総合評価）（単価契約）公共土木施設補修等工事及び業務委託（伏見土木事務所）

所) (2件一括)

(3) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイの方法による。

なお、共同企業体の代表者である構成員のカードで行うこと。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード(本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。)を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する方法(以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。)

なお、インターネット利用者は入札データを送信しようとする日までに京都市電子入札システムへの利用者登録を行っていないなければならない。

イ 入札端末機利用者カード(規則第6条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。以下同じ。)の交付を受けている者が、契約課に設置する入札端末機(規則第6条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。)を使用することにより入札データを送信する方法(以下この方法により入札するものを「端末機利用者」という。)

なお、端末機利用者が入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間終了の1時間前までに入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けていなければならない。

入札端末機の利用は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除き、午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)とする。

(4) 本件入札に参加しようとする者は、公告の日から入札期間初日の直前の開庁日の午後5時までに、次のア又はイの方法により、当該工事に係る設計図書等を入手し、積算のうえ、(9)に記載する入札期間に入札を行うこと。

ア インターネット利用者は、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して設計図書等をダウンロードして入手すること(この場合、設計図書等を入手しようとする日までに、京都市電子入札システムへの登録を行っていない。)

なお、インターネット利用者であっても設計図書等を購入することができるもの

とするが、この場合、京都市電子入札システムにより、インターネットを利用して複写承認書を手し、(5)により設計図書等を購入すること。

イ 端末機利用者は、契約課に設置する入札端末機により、複写承認書を手し（この場合、複写承認書を手しできる期間終了の1時間前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けていなければならない。）、(5)により設計図書を購入すること。

(5) 上記(4)ア後段及び(4)イにより当該工事に係る設計図書等を購入しようとする者は、前項で入手した複写承認書を、上記(4)の期間内に次の設計図書等の販売業者に提示して購入すること。

(設計図書等の販売業者)

株式会社平安光業

京都市中京区間之町通御池上ル高田町503 花柳ビル1F

(電話075-231-1177)

想定販売金額 7,480円

	A1判	A2判	A3判	A4判
白黒				374枚
カラー				

(6) 入札を行う者は、工種ごとの1件当たりの設定単価（以下「単価」という。）、単価に予定数量を乗じた工種ごとの金額（以下「価格」という。）及び価格の合計金額（以下「総価」という。）を記載した単価表（以下「単価表」という。別紙様式。）を作成すること。

(7) 入札金額は、総価の額を入力すること。

(8) 入札者は、送信した入札データの訂正又は撤回をすることはできない。また、入札者は、入札データ送信後の辞退はできない。

(9) 入札期間

令和5年3月9日（木）、10日（金）及び13日（月）の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

(10) 予定価格、低入札調査基準価格及び失格基準価格

予定価格（総価）34,545,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

低入札調査基準価格及び失格基準価格については、落札者を決定した日から契約課内で閲覧に供し、翌開庁日から契約課ホームページ「京都市入札情報館」で公表す

る。

なお、低入札調査基準価格の算定に当たっては、無作為に抽出した数（ランダム係数）を乗じない。

また、失格基準価格は、低入札調査基準価格に100分の98を乗じて得た額とする。

(11) 入札参加資格確認に必要な書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）及び単価表の提出

入札者は、次の書類を提出しなければならない。

なお、入札者がインターネットの場合は、アの登録印の押印を省略することができる。

また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却せず、本市の入札・契約事務で使用する。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式）

イ 全ての構成員の建設業法に基づく許可通知書又は許可証明書の写し

ウ 全ての構成員の直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 配置予定技術者名簿（別紙様式）

3(1)エに示す要件を満たしている者を2名以上含む、配置予定の技術者を記載すること。監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の表面及び裏面の写し（裏面に監理技術者講習修了履歴の記載がない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証の表面の写し）を添付し（いずれも開札日において有効なものに限る。）、主任技術者にあつては、技術者資格及び雇用関係を証明できる書類の写し等を添付すること。ただし、令和5年度京都市競争入札参加資格確認・格付申請のために本市に提出した技術職員名簿又は技術者経歴書において、当該工事種目に係る監理技術者又は主任技術者の資格を有する者として記載した技術者である場合には、資格を証明できる書類の写し等の添付を不要とする。

なお、実際に現場に配置する技術者は配置予定技術者名簿に記載した者の中から選任することとするが、申請書提出日以降に雇用した技術者については、3(1)オの資格を有している場合に限り配置できることとする。

オ 入札参加資格要件根拠資料（別紙様式）

エに記載した技術者のうち、3(1)エに示す要件を満たす2名以上の者について、



自宅から土木事務所までの所要時間が30分以内であることが確認できる経路、距離及び所要時間を記載すること。

なお、所要時間の算出方法は、次のとおりとする。

所要時間（分）＝距離（キロメートル）÷30（キロメートル毎時）×60（分）

カ 地域維持型建設共同企業体入札参加資格審査申請書（別紙様式）

キ 地域維持型建設共同企業体協定書（甲）の写し

国土交通省が示す様式で、本件入札公告の日時点で最新のものをを用いること。

ク 単価表（別紙様式）

単価表に記載する設定単価は、入札者が消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額とし、必ず整数とすること。

(12) 一般競争入札参加資格確認申請書等、単価表及び総合評価に係る技術資料提出書の様式の交付

前項で「別紙様式」としたものと総合評価に係る技術資料提出書について、本件入札の公告日から入札期間終了まで、「京都市入札情報館」及び契約課に設置する入札端末機に入札公告と併せて掲示するので、A4判で使用する。

(13) 入札参加資格確認申請書等及び単価表の提出方法

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、ワード、エクセル（Office 最新版で扱えること。）又はPDFファイル（Adobe Acrobat Reader DC で扱えること。）にして添付すること。

イ 端末機利用者の場合

入札参加資格確認申請書等を封入、封かんし、封筒に入札番号、工事名及び「入札資料在中」などと記載して、入札期間内に契約課に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

(14) 技術資料の提出

総合評価に係る技術資料については、5(1)に記載のとおり提出すること。

(15) 設計図書に関する質問

設計図書に関して質問がある場合は、「設計図書に関する質問書」（別紙エクセル

様式)を京都府・市町村共同電子申請システムにそのまま添付して次の期限までに提出すること。

(京都府・市町村共同電子申請システムの送信フォームのURL)

<https://www.shinsei.elg-front.jp/kyoto2/uketsuke/form.do?acs=shitsumon1>

ア 提出期限

令和5年2月17日(金)午後5時まで

イ 回答の公表期間

令和5年3月2日(木)午前11時から入札期間の最終日まで(ただし、特に必要があると認められる場合は、所定の日前に公表することがある。)

ウ 回答方法

イの期間内において、「京都市入札情報館」及び契約課に設置する入札端末機に入札公告と併せて掲示する。

なお、質問がなかった場合においても、その旨を掲示する。

エ 注意事項

以下のいずれかに該当する場合は、回答すべき質問として取り扱わないこととする。

- (ア) 質問の締切りを過ぎてから契約課に到達したもの
- (イ) 指定した様式を用いていないもの
- (ウ) 質問内容が具体的でないものその他質問内容が特定できないもの
- (エ) 参考数量を記載した図書に関するもの
- (オ) 質問内容が読み取れないもの
- (カ) 当該入札に直接関係のないもの
- (キ) 前各号に掲げるもののほか、大量又は繰り返し送信し正常な公務執行を妨げるなど、適正な質問として取り扱わないことが適当であるもの

5 総合評価の手続

総合評価は、次の手続により行う。

(1) 技術資料(別紙様式)の提出

必要事項等について記載漏れのないよう留意したうえで、技術資料を封入、封かんし、封筒に入札番号、工事名及び「技術資料在中」などと記載すること。

なお、4(2)の入札案件のうち、同時に2件の参加申請を行う場合であっても、提出

する技術資料は1部のみとするため、封筒に記載する入札番号及び工事名は2件列記すること。

ア 提出期間

4(9)に記載する入札期間

イ 提出場所

契約課に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

(2) ヒアリングの実施

提出された技術資料の内容に関するヒアリング（以下「ヒアリング」という。）を実施することがある。ヒアリングを実施する場合は、別途通知する。

なお、ヒアリングに特別な理由なく応じなかった場合は、入札を無効とする。

(3) 技術資料の評価

入札期間終了後、開札予定日までの間に、落札者決定基準に定めるところにより総合的に評価する。

なお、落札者決定基準に示す欠格事項に該当するときは、入札を無効とする。

6 開札及び落札者の決定

(1) 開札予定日時

令和5年3月22日（水）午前9時

本件では開札作業に長時間を要するため、落札者の決定が翌開庁日以降となるため、当日中の本件入札に関する問合せ（来庁及び電話とも）を禁止する。

(2) 入札参加資格の確認

開札後、予定価格の範囲内で入札を行った者のうち、技術資料の評価による得点を入札価格で除すことによって得た数値（以下「評価値」という。）の最も高い者について、入札参加資格の確認を行う。確認を行った結果、入札参加資格がないと認められるときは、その者の行った入札は無効とし、その者の次に評価値が高い者について、入札参加資格の確認を行う。

(3) 落札者の決定

ア 予定価格の範囲内で入札を行い、最も高い評価値を得た者のうち、入札参加資格を有すると認めた者を落札者とする。ただし、その者が低入札価格調査制度に係る調査基準価格を下回る価格で入札を行ったときは、同制度に基づく調査の結果、適格となった場合にのみ、その者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者の評価内容によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとして、著しく不相当であると認められるときは、その者の次に評価値が高い者を落札者とするところがある。

また、最も高い評価値を得た者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定する。

イ 本件入札において、失格基準価格を下回る価格で応札した場合には、価格及び評価値の順位に関わらず、失格とする。

#### (4) 低入札価格調査資料の提出

4(2)に記載の入札案件を落札者決定基準に定める順に開札する際に、評価値の最も高い者が低入札調査基準価格を下回る価格で応札した入札案件があった場合には、低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った者は、当該入札案件以降に開札を行う入札案件において、価格及び評価値の順位にかかわらず、低入札価格調査制度における必要書類（「京都市入札情報館」に記載の「提出すべき調査関係書類」のうち「2 積算内訳書」「4 当該工事の工程表」を除く。）を令和5年3月24日（金）午後3時までに、契約課に持参し、提出しなければならない。

なお、当該期限までに提出されないときは、要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を行う。ただし、調査辞退届の提出があった場合はこの限りでない。また、調査基準価格以上の価格で入札を行った者（予定価格を超過した者を含む。）については、入札辞退届の提出を認める。

#### (5) 低入札価格調査を経て契約した場合の特別措置

本件入札において、低入札価格調査を経て落札者となり契約した場合は、次の特別措置を講じる。

ア 契約の日から起算して1年間、契約課が実施する「土木工事」種目及び「舗装工事」種目の全ての入札（共同企業体による入札を含む。）には参加できない。

イ 土木工事業の許可を有する構成員の専任で本件工事・業務に係る現場を統括する技術者については、本来の配置予定技術者に加えて、直接的かつ恒常的な雇用関係がある（入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある）土木工事業に係る監理技術者又は主任技術者の資格を有する者を補助技術者として専任で1名追加配置すること。

なお、当該補助技術者の追加配置が可能なことを低入札価格調査において確認することとし、この点を確認できないときは失格とする。

(6) 落札結果の公表

落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、落札者の商号（法人にあっては名称）及び落札金額等を契約課内で閲覧に供し、翌開庁日から「京都市入札情報館」で公表する。

(7) 落札者以外の入札者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札者を公表した日の翌々開庁日の午後5時までに、その旨を記載した書面を契約課に持参し、提出すること。

7 単価による契約の締結

契約単価は、予定単価に落札率（落札者が提出した単価表に記載した総価の額を予定価格で除した値）を乗じた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）に100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

免除する。

9 入札の無効

規則第6条の2各号に該当する入札は、無効とする。

10 その他

(1) 本件入札は、政府調達に関する協定その他の国際約束の適用を受けないものではない。

(2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 京都市暴力団排除条例第12条第5項の規定により、契約の締結時に同条例施行規則第6条第1項に規定する誓約書を提出すること。ただし、契約金額が1,500,000円未満である場合を除く。

(5) 下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企

業の中から選定するよう努めること。また、工事に係る資材、原材料の購入契約その他の契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。

(6) 落札者となった者が契約を締結しない場合（京都市暴力団排除条例に基づく誓約書を提出しない場合を含む。）は、契約辞退に該当するため、競争入札参加停止措置を行うとともに、入札金額（税込）の100分の5に相当する額を違約金として徴収する。

(7) 本公告及び仕様書に定めのない事項については、京都市契約事務規則その他本市が定める条例、規則、要綱、要領等のほか関係法令等によるものとする。

(総合評価) (単価契約) 公共土木施設補修等工事及び業務委託 (左京土木事務所)

工種、予定数量及び予定単価一覧表

(単位:円)

分類	工種	規格	予定数量		予定単価 (税抜)	価格 (税抜)
(3)	01 舗装打換え工As-25・B-3 (昼間)	人力/車道	40	m <sup>2</sup>	41,428	1,657,120
(3)	02 舗装打換え工As-25・B-3 (夜間)	人力/車道	40	m <sup>2</sup>	52,352	2,094,080
(3)	07 舗装打換え工As-17・B-3 (昼間)	人力/車道	60	m <sup>2</sup>	29,666	1,779,960
(3)	08 舗装打換え工As-17・B-3 (夜間)	人力/車道	60	m <sup>2</sup>	37,500	2,250,000
(3)	09 舗装打換え工As-9・B-3 (昼間)	人力/車道	60	m <sup>2</sup>	18,000	1,080,000
(3)	10 舗装打換え工As-9・B-3 (夜間)	人力/車道	60	m <sup>2</sup>	23,076	1,384,560
(3)	11 舗装打換え工As-5・B-3 (昼間)	人力/車道	60	m <sup>2</sup>	10,714	642,840
(3)	12 舗装打換え工As-7・B-3 (昼間)	人力/歩道	50	m <sup>2</sup>	16,481	824,050
(3)	14 舗装打換え工As-5・B-3 (昼間)	人力/歩道	30	m <sup>2</sup>	11,688	350,640
(3)	16 舗装打換え工As-4・B-3 (昼間)	人力/歩道	30	m <sup>2</sup>	9,890	296,700
(3)	20 (空洞) 埋戻しRM-30 (昼間)	再生粒調碎石	30	m <sup>3</sup>	15,789	473,670
(3)	21 (空洞) 埋戻しRM-30 (夜間)	再生粒調碎石	30	m <sup>3</sup>	20,930	627,900
(3)	22 オーバーレイ工As-5 (昼間)	人力/車道	50	m <sup>2</sup>	7,377	368,850
(3)	23 オーバーレイ工As-5 (夜間)	人力/車道	50	m <sup>2</sup>	9,473	473,650
(3)	24 オーバーレイ工As (改質II) -5 (昼間)	人力/車道	50	m <sup>2</sup>	8,035	401,750
(3)	25 オーバーレイ工As (改質II) -5 (夜間)	人力/車道	50	m <sup>2</sup>	10,227	511,350
(3)	28 オーバーレイ工As-3 (昼間)	人力/車道	80	m <sup>2</sup>	5,732	458,560
(3)	29 オーバーレイ工As-3 (夜間)	人力/車道	80	m <sup>2</sup>	7,627	610,160
(3)	30 オーバーレイ工As-3	人力/歩道	100	m <sup>2</sup>	5,389	538,900
(3)	31 舗装版切断工 15cm以下 (昼間)	t ≤ 15 cm	50	m	1,642	82,100
(3)	32 舗装版切断工 15cm以下 (夜間)	t ≤ 15 cm	50	m	2,153	107,650
(3)	33 舗装版切断工 30cm以下 (昼間)	15 cm < t ≤ 30 cm	50	m	4,090	204,500
(3)	34 舗装版切断工 30cm以下 (夜間)	15 cm < t ≤ 30 cm	50	m	5,027	251,350

別 表

分類	工 種	規 格	予定数量		予定単価 (税抜)	価格 (税抜)
(3)	4 1 アスカーブ設置工	人力/車道	50	m	3,358	167,900
(3)	4 3 インターロッキングブロック工 (一般部)	人力/歩道	50	m <sup>2</sup>	12,676	633,800
(3)	4 4 インターロッキングブロック工 (乗入部)	人力/歩道	50	m <sup>2</sup>	12,676	633,800
(3)	4 5 切削工 10cm以下 (昼間)	全面 t ≤ 10 cm	50	m <sup>2</sup>	3,658	182,900
(3)	4 6 切削工 10cm以下 (夜間)	全面 t ≤ 10 cm	50	m <sup>2</sup>	4,568	228,400
(3)	4 7 切削工 5cm以下 (昼間)	全面 t ≤ 5 cm	50	m <sup>2</sup>	2,795	139,750
(3)	4 8 切削工 5cm以下 (夜間)	全面 t ≤ 5 cm	50	m <sup>2</sup>	3,435	171,750
(3)	4 9 切削工 3cm以下 (昼間)	帯状 t ≤ 3 cm	70	m <sup>2</sup>	1,886	132,020
(3)	5 0 切削工 3cm以下 (夜間)	帯状 t ≤ 3 cm	70	m <sup>2</sup>	2,319	162,330
(3)	5 1 街渠板工 (Ⅱ型)	Ⅱ型	40	m	25,142	1,005,680
(3)	5 3 L型街渠工 (京都市型1号)	市型1号	10	m	27,812	278,120
(3)	5 4 L型街渠工 (京都市型2号)	市型2号	40	m	23,684	947,360
(3)	5 5 L型街渠工 (京都市型3号)	市型3号	10	m	21,951	219,510
(3)	5 6 歩車道境界工 (A種一般部)	A-Ⅱ	5	m	23,421	117,105
(3)	5 7 歩車道境界工 (A種乗入部)	A-Ⅱ	5	m	21,707	108,535
(3)	5 8 歩車道境界工 (B種一般部)	B-Ⅱ	5	m	29,032	145,160
(3)	5 9 歩車道境界工 (B種乗入部)	B-Ⅱ	5	m	23,684	118,420
(3)	6 0 地先境界ブロック工	J I S B	5	m	20,000	100,000
(3)	6 2 雨水枿工	2号	5	箇所	46,842	234,210
(3)	6 5 特殊ブロック工	点状・線状	5	m <sup>2</sup>	38,260	191,300
(3)	6 7 L型街渠現場打工 (京都市型2号)	市型2号	20	m	42,380	847,600
(3)	6 8 L型街渠現場打工 (京都市型3号)	市型3号	10	m	41,904	419,040
(3)	6 9 現場打側溝蓋工 (内幅 W=300)	内幅 W=300	10	m	31,428	314,280
(3)	7 0 現場打側溝蓋工 (内幅 W=400)	内幅 W=400	10	m	38,260	382,600
(3)	7 1 現場打側溝蓋工 (内幅 W=500) 10t 未満	内幅 W=500	19	m	51,176	972,344
(3)	7 3 カラー路面表示工	W=20cm	100	m	3,225	322,500



## 別表

分類	工種	規格	予定数量		予定単価 (税抜)	価格 (税抜)
(4)	74 区画線工 実線、W=15cm	昼間、標準舗装	286	m	901	257,686
(4)	76 区画線工 実線、W=30cm	昼間、標準舗装	40	m	1,578	63,120
(4)	78 区画線工 実線、W=45cm	昼間、標準舗装	20	m	2,054	41,080
(4)	80 区画線工 ゼブラ、W=15cm	昼間、標準舗装	20	m	997	19,940
(4)	82 区画線工 ゼブラ、W=30cm	昼間、標準舗装	20	m	1,747	34,940
(4)	84 区画線工 ゼブラ、W=45cm	昼間、標準舗装	10	m	2,272	22,720
(4)	86 区画線工 破線、W=15cm	昼間、標準舗装	10	m	963	9,630
(3)	92 区画線工 矢印・記号・文字、15cm 換算	昼間、標準舗装	198	m	2,068	409,464
(4)	94 区画線消去	昼間、削り取り式	50	m	1,522	76,100
(3)	95 崩土撤去工	小規模土工	42	m <sup>3</sup>	21,707	911,694
(1)	99 夜間休日応急処理業務 (道路等)	—	45	回	90,000	4,050,000
(1)	100 夜間休日応急処理業務 (公園)	—	10	回	50,000	500,000
(4)	105 ガードレール設置工 (コンクリート建込)	Gr-C-2B	4	m	55,625	222,500
(4)	106 ガードレール設置工 (土中建込)	Gr-C-4E	4	m	31,034	124,136
(4)	107 ガードパイプ設置工 (コンクリート建込)	Gp-Cp-2B (茶色)	4	m	65,384	261,536
(4)	108 ガードパイプ設置工 (土中建込)	Gp-Cp-2E (茶色)	4	m	68,461	273,844
(4)	109 横断防止柵 (プレキャストコンクリートブロック建込)	標準品 H=0.8m L=3m	2	m	29,032	58,064
(4)	110 横断防止柵 (コンクリート建込)	標準品 H=0.8m L=3m	2	m	33,846	67,692
(4)	111 転落防止柵 (プレキャストコンクリートブロック建込)	標準品 H=1.1m L=3m	2	m	34,615	69,230
(4)	112 転落防止柵 (コンクリート建込)	標準品 H=1.1m L=3m	2	m	39,130	78,260
(3)	113 街路樹根上り補修工 (根切り)	—	5	本	41,904	209,520
(4)	114 車止めポスト設置工	径 114.3mm 高さ 800mm	1	本	138,333	138,333

## 【内訳】

分類	価格(税抜)	端数処理(千円未満切捨て)
(1)土木事業所費(委託料)	4,550,000	4,550,000
(2)道路維持補修費(役務費)	0	0
(3)道路維持補修費(工事請負費)	28,177,432	28,177,000
(4)交通安全施設整備費(工事請負費)	1,818,811	1,818,000
予定価格(円)(税抜)		34,545,000

(行財政局管財契約部契約課)